

製品グループ名 収納
整理番号 4700-FL-001

作成日 平成27年10月21日
改訂日 平成30年 6月21日

安全データシート(SDS)

[製品名] MiSEL

1. 製品及び会社情報

[製品の名称] ミセル
[一般名] システム収納
[会社情報]
会社名 : 大建工業株式会社
所在地 : 富山県南砺市井波1番地1
担当部門 : 住機製品事業部 品質保証課
電話番号 : 0763-82-5854
FAX番号 : 0763-82-5807

2. 危険有害性の要約

GHS分類 : GHSの適用範囲外

GHSラベル分類 : なし

GHSに該当しない他の危険有害性

: 該当しない (化管法指定対象物質を指定割合以上含有しない)

3. 組成及び成分情報

区分 : 混合物
構成要素 : 木質基材、ポリサンドシート、オレフィンシート、突板、メラミン樹脂板、集成材
官報公示整理番号 : 化学物質に該当しないため番号なし
CAS番号 : 化学物質に該当しないため番号なし

4. 応急措置

(本項の記述は、切断加工する時に発生する粉塵に関するものである。)

目に入った場合 : 切断加工する場合は粉塵の発生する可能性があるため、目に入った場合はこすらないで、異物感が無くなるまで清水で洗浄する。必要に応じて専門医の診断を受ける。
皮膚についた場合 : 通常の取扱いでは特になし。
吸い込んだ場合 : 空気の新鮮な場所に移し、速やかに医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合 : 口の中を飲料水でよく洗い、速やかに医師の診断を受ける。
: 無理に吐き出させないようにする。

5. 火災時の措置

消火剤 : 水、一般的な泡消火剤が有効である。
特定の危険有害性 : 特有の有害燃焼ガスなど、該当する燃焼副産物はない

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 : 固体製品であるため、漏出時の措置は特にない
環境に対する注意事項 : 固体製品であるため、漏出時の措置は特にない

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い上の注意** : 切断加工する場合は、防塵マスクなどの保護具を着用する。
: 切断に電動工具を使用する場合は、集塵器具などを装着する。
- 保管上の注意** : 熱・炎など発火源を避けて保管する。
: 安全上問題ないが、品質上水濡れを避けて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

- 保 護 具** : 切断等の加工を行う際は、必要に応じて保護眼鏡、防塵マスク、保護手袋を着用する。
: 取り扱い後は、うがい及び手洗いを励行する。

9. 物理的及び化学的性質

- : 混合物固体であり、化学物質等の安全な使用に関して本項における該当情報はない。

10. 安定性及び反応性

- : 安定である。

11. 有害性情報

急性作用

- 木紛が目に入った場合：物理的な刺激作用がある。
- 製品材料の木質繊維板は、製板時に添加する接着剤の原料としてホルムアルデヒド（CAS No. 50-00-0：特定第一種指定化学物質）が使用されており、極めて低濃度のホルムアルデヒドが最終製品から放散する。なお、製品中のホルムアルデヒドは0.1重量%未満の含有率であり、SDS制度の基準以下である。

慢性作用

- 製品加工時に発生する粉塵を制御なしに繰り返し暴露された場合に、アレルギー性疾患、喘息等の呼吸器疾患、鼻・喉・肺などに慢性の炎症等を誘発する危険性がある。
しかし、本書記載の暴露防止及び保護措置が遵守されるならば、慢性の健康影響は考えにくいと思われる。

発癌性

ホルムアルデヒドに関する情報

- ホルムアルデヒドガスを高濃度で長期間吸引した場合、ラットの実験で鼻の癌発生の報告がある。（Kerns *et al.* 1983）
- 日本産業衛生学会の分類(2010)： 第2群A（ヒトに対して恐らく発癌性あり）
- WHO-ROE（欧州地域事務局）の気中濃度指針値： 0.08ppm（30分間平均値）
鼻腔粘膜の細胞毒性の推定閾値より1桁低いので、0.08ppmはヒト上気道癌のリスクを無視できるレベルである。

12. 環境影響情報

- : 本製品による環境影響に関する報告・知見はない。

13. 廃棄上の注意

- : 廃棄処分をする場合は、「産業物の処理及び清掃に関する法律」及び地方自治体の規制に基づき、適切な処理を行う。

14. 輸送上の注意

輸送に関する法律に関する情報

：航空法その他法令の指定物質に該当しない。

輸送の特定の安全対策及び条件

：荷崩れを防止して安全に運搬できるよう、荷の固定を充分に行う。

15. 適用法令

労働安全衛生法	：通知対象物質に該当しない
化管法(PRTR法)	：指定対象物質を指定割合以上含有する製品に該当しない
毒物劇物法	：指定物質に該当しない
消防法	：指定物質に該当しない
危険物船舶及び貯蔵規制	：指定物質に該当しない
火災予防条例	：指定可燃物

(各市町村の条例（取扱い及び貯蔵数量によって定められている基準）を遵守する)

16. その他の情報

ホルムアルデヒド発散区分 F☆☆☆☆☆（「住宅部品表示ガイドライン」による）

扉・カウンター	：MFN-0147, 0149 （国土交通省 大臣認定）
・エンドパネル	K-000018, K-001958 （日本建材・住宅設備産業協会表示登録品）
集成材カウンター	：MFN-0135 （国土交通省 大臣認定）
T V ボード	：MFN-0143, 0149 （国土交通省 大臣認定） K-000018 （日本建材・住宅設備産業協会表示登録品）
納まり部材	：MFN-0148 （国土交通省 大臣認定）
ハンドル・丁番	：告示対象外
棚板	：規制対象外部位

「建築基準法施行令第20条の5に基づく建築材料を使用する住宅設備・建具・収納のホルムアルデヒド発散区分に関する表示ガイドライン」に基づくホルムアルデヒド発散区分表示

建築基準法・施行令では、ホルムアルデヒド発散量による建材の区分と区分に応じた面積制限がある。「住宅部品表示ガイドライン」では、このホルムアルデヒド発散建築材料等から構成される、住宅部品・設備機器・建具・収納に係るホルムアルデヒド発散性能区分の表示方法を定めている。F☆☆☆☆☆は、その放散量が最も少なく、制限なしに使用できるものの区分である。

参考文献

*1 事業者向けGHS分類ガイドライン 平成25年度改訂版 (Ver. 1.1) 経済産業省

*2 GHS対応ラベルおよびSDSの作成マニュアル 厚生労働省

この安全データシートは、JIS Z 7253 (2012) に基づいて作成しております。記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。

記載している健康・安全に関する注意は総ての人、環境、安全、健康面の影響を網羅するものではなく、全ての原料には未知の危有害性の存在する可能性がある為、取扱いには十分な注意が必要です。

使用におかれましては、関連法規に従うとともに、この安全データシートを参考に、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定の上でご使用くださいますよう、また最新の情報を入手された場合は、最新情報の内容に従って安全にご使用くださいますようお願い申し上げます。

以上